

2 教育の内容・方法等(1)

[現状の説明] (「評価の視点」2-1 から 2-10)

(教育課程の編成)

2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっているか(「連携法」第2条、「告示第53号」第5条)。

1 法律基本科目に該当する科目としては、公法系5科目(公法Ⅰ～Ⅲ、公法演習ⅠⅡ)、民事系16科目(民法Ⅰ～Ⅳ、民事訴訟法ⅠⅡ、商法ⅠⅡ、民事法演習Ⅰ～Ⅵ、民事法総合演習ⅠⅡ)、刑事系6科目(刑法総論ⅠⅡ、刑法各論、刑事訴訟法、刑事法演習ⅠⅡ)の計27科目を開講している。

法律実務基礎科目に該当する科目としては、7科目(法曹倫理、民事実務、刑事実務、リーガルクリニック、裁判外紛争処理(ADR)特講、登記実習、エクスターンシップ)を開講している。

基礎法学・隣接科目に該当する科目としては、基礎法学6科目(法情報学、英米法、日本近現代法史、法哲学、法社会学、家族と紛争)、隣接科目4科目(会計学、政治学、地方自治論、自治体経営論)の計10科目を開講している。

展開・先端科目に該当する科目としては、33科目(詳細は、添付資料1:2007年度法科大学院履修要覧4頁を参照)を開講している。

2 法律基本科目に該当する科目については、すべて必修科目(27科目60単位)としている。法律実務基礎科目に該当する科目については、3科目6単位を必修科目、4科目6単位を選択科目とし、計8単位以上履修することとしている。そのほか、まず、基礎法学に該当する科目については、1科目2単位を必修科目、5科目10単位を選択必修科目、次に、隣接科目に該当する科目については、4科目8単位を選択必修科目、そして、展開・先端科目に該当する科目については、1科目2単位(司法制度論)を必修科目、32科目64単位を選択必修科目とし、計28単位以上履修することとしている。

3 本研究科においてはコース制(地域と企業コース、市民と自治体コース)を採用しており、隣接科目、展開・先端科目に該当する科目のうち、各コースにふさわしい科目群を指定し(その内訳については、添付資料1:2007年度法科大学院履修要覧4頁を参照)、学生は、その選択したコースに列挙された科目群の中から5科目10単位以上修得しなければならないものとしている。

4 展開・先端科目に該当する科目のうち、倒産処理法、経済法、環境法、労働法、知的財産法、税法、国際私法については、これら各科目を修得した場合にのみ、それぞれの「特論」科目を履修することができるものとしている(なお、「特論」科目については、司法試験の選択科目であることに鑑み、その内容を充実させるべく、2005年度に新たに追加したものである)。また、法科大学院制度の目的により即したカリキュラム内容とするために、設置当初には科目開設されていなかった国際私法、国際私法特論、要件事実論を、展開・先端科目として2007年度から開設している。

2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか(「連携法」第2条)。

既述のとおり、本研究科では「地域密着型の法曹養成」を理念とし、これを、「地域に根ざした法曹」、「国際化に対応できる法曹」、「地域の行政に通じた法曹」の養成を目的とするものとして具体化している（「1-1 理念・目的・教育目標の明確な設定」を参照）。以上の本研究科固有の教育目標を達成するために、次のような科目を開設している。

第一に、「地域に根ざした法曹」、すなわち、普通の市民がごく日常的に遭遇する諸問題に対応できる法曹を養成するという観点からは、法律基本科目としての民法Ⅲ（親族法）、民法Ⅳ（相続法）を各2単位にし、かつ、家族法を中心とする演習科目に民事法演習Ⅳを置き、2007年度から基礎法学としての家族と紛争を開設することで、家族法関連科目を充実させている。また、同様の観点から、展開先端科目に、中小企業法、消費者法を置き、2007年度から少年法、憲法訴訟演習を開設している。

第二に、地域社会の「国際化に対応できる法曹」を養成するという観点からは、基礎法学としての英米法、展開・先端科目としての国際関係法、国際私法、国際私法特論を開講しているのは当然のこととして（国際私法、同特論は2007年度からの新設）、その他に、特に、国際人権法、国際人権法演習を開設している（国際人権法演習は2005年度からの新設）。

第三に、「地域の行政に通じた法曹」を養成するという観点からは、地方自治体を意識した科目として、隣接科目に自治体経営論を、展開・先端科目に、自治体法、自治体法務演習、情報公開法制を開設している（自治体法務演習は2007年度からの新設）。

第四に、以上の三つの法曹養成の目的に共通して、法律問題を抱えた市民からの法律相談に実際に接することができるよう、法律実務基礎科目として、リーガルクリニックを開設している。

第五に、2-1で記述のように、本研究科が目的とする法曹養成のためにコース制（地域と企業コース、市民と自治体コース）を採用し、学生はどちらかのコースを選択しなければならないものとしている。各コースには、そのコースに関連した科目が指定されており、学生は、指定された科目群の中から5科目10単位以上修得しなければならないものとする。本研究科が目的とする法曹養成に資するよう工夫している（本研究科設置当初は、列挙された科目群の中から7科目14単位以上修得しなければならないものとされていたが、履修条件が厳格にすぎ、かえって学生の履修計画の妨げとなっていたため、各コースに列挙された科目の見直しを図ると同時に、5科目10単位以上修得しなければならないものと2007年度に改めている）。

2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか（「告示第53号」第5条第2項）

1 法律基本科目の単位数は60単位（27科目）であり、そのうち、公法系科目は10単位（5科目）、民事系科目は36単位（16科目）、刑事系科目は14単位（6科目）となっており、すべて必修科目である。

法律実務基礎科目においては、法曹倫理（2単位）、民事実務（2単位）、刑事実務（2単位）を必修科目、リーガルクリニック（2単位）、裁判外紛争処理（ADR）特講（2単位）、登記実習（1単位）、エクスターンシップ（1単位）を選択必修科目とし、必修科目を含め計8単位以上修得しなければならないものとしている。

基礎法学・隣接科目においては、法情報学(2単位)を必修科目、その他9科目(18単位)を選択必修科目とし、展開・先端科目においては、司法制度論(2単位)を必修科目、その他32科目(64単位)を選択必修科目とし、必修科目を含め、基礎法学、隣接科目、展開・先端科目から28単位以上を修得しなければならないものしている。

2 本研究科において採用されているコース制につき、学生はその選択したコースに応じて、まず、市民と自治体コースにおいては、地方自治論、自治体経営論、自治体法、国際人権法、環境法、教育法、社会保障法、消費者法、情報公開法制、有価証券法、税法(以上各2単位)のうちから、次に、地域と企業コースにおいては、会計学、倒産処理法、環境法、労働法、知的財産法、中小企業法、消費者法、金融法、有価証券法、税法(以上各2単位)のうちから、10単位(5科目)以上修得しなければならないものとしている。

2-4 カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されているか。

1 授業科目の必修科目、選択必修科目の内訳については、すでに2-3において説明したとおりである(選択科目は存在しない)。これを、各年次の配当科目に着目すれば、次のようになる(詳細は、添付資料1:2007年度法科大学院履修要覧4頁を参照)。

(1) まず、1年次配当科目につき、①法律基本科目は、公法系2科目(4単位)、私法系5科目(14単位)、刑事系3科目(6単位)の計10科目(24単位)が開設され、すべて必修科目、②法律実務基礎科目は、1科目が開設され、法曹倫理(2単位)が必修科目、③基礎法学・隣接科目は、5科目(10単位)が開設され、そのうち法情報学(2単位)が必修科目、他の4科目(8単位)が選択必修科目、④展開・先端科目は、1科目が開設され、司法制度論(2単位)が必修科目である。

(2) 次に、2年次配当科目につき、①法律基本科目は、公法系2科目(4単位)、私法系6科目(12単位)、刑事系2科目(6単位)の計10科目(22単位)が開設され、すべて必修科目、②法律実務基礎科目は、3科目が開設され、そのうち2科目(4単位)が必修科目、残る1科目(2単位)が選択必修科目、③基礎法学・隣接科目は、5科目(10単位)が開設され、すべて選択必修科目である。

(3) そして、3年次配当科目につき、①法律基本科目は、公法系1科目(2単位)、私法系5科目(10単位)、刑事系1科目(2単位)の計7科目(14単位)が開設され、すべて必修科目、②法律実務基礎科目は、3科目(4単位)が開設され、すべて選択必修科目である。③基礎法学・隣接科目については、3年次に配当される開設科目はない。

(4) なお、展開・先端科目については、1年次に開設される司法制度論を除くすべての科目(33科目66単位)を、2・3年次配当とし、いずれも選択必修科目としている。

2 以上のほか、学生が系統的・段階的に履修が行えるよう、次のような配慮をしている。

(1) まず、1年次配当科目では、4つの科目群のうち、基礎的な科目を配置し、かつ、基礎法学の2科目と隣接科目の2科目を除き、13科目を必修科目として、こ

これらの科目修得を前提に、2・3年次配当科目は開設されている。

(2) 法律実務基礎科目では、1年次に法曹倫理、2年次に民事実務、刑事実務を必修科目とすることで、まず、法曹としての責任感・倫理観を涵養し、かつ、法曹としての専門的技能の基礎を身につけさせたいうえで、その後のより実践的な内容を含む科目を履修できるよう配慮されている。

(3) 展開・先端科目では、そのほとんどが、2・3年次配当の選択必修科目であり、一見すると、極めて自由度の高いカリキュラムとなっている（なお、本研究科設置当初は、展開・先端科目につき、2年次配当科目と3年次配当科目に分けていたが、そのことがかえって学生の履修計画の妨げになっていたため、2007年度から、2・3年次配当科目としたものである）。しかし、学生は、地域と企業コース、市民と自治体コースのいずれかを選択し、各コースで指定された科目（5科目10単位）を修得しなければならないものとするので、系統的な履修ができるよう配慮している。

(4) また、2・3年次に配当される展開・先端科目のうち、倒産処理法、経済法、環境法、労働法、知的財産法、税法、国際私法については、これら各科目を修得した場合にのみ、それぞれの「特論」科目を履修することができるものとするので、段階的な履修ができるよう配慮している。

(法理論教育と法実務教育の架橋)

2-5 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。

1 法律基本科目のうち、すべての演習科目について、研究者教員と実務家教員がペアとなって担当している（ただし、民事法総合演習ⅠⅡについては、扱う領域がより広く、複合的であるから、研究者教員4名と実務家教員1名が担当している）。

行われる演習の各回につき、研究者教員と実務家教員のどちらかが主担当となって演習運営をするが、主担当となっていない教員も演習には必ず参加をしている。そして、研究者教員と実務家教員との間では、法理論教育と法実務教育の架橋を図られるよう、事前に打ち合わせがされ、また、演習中には、主担当でない教員から、適宜コメントがされることになっている（例えば、研究者教員が主担当の回では、実務家教員が実務的な観点からのコメントをするなど）。

また、展開・先端科目のうち、要件事実論については、演習方式で行われ、基本的な運営は、法律基本科目における演習と同様である。

2 法律実務基礎科目のうち、リーガルクリニックについては、全教員が担当することになっている。各事件の実際の法律相談は、主として実務家教員（実務家の非常勤講師を含む）が受けるが、学生とともに研究者教員も同席することとしている。そして、相談者の法律相談を受けた後には、研究者教員を交え、理論的な側面を含め、質疑・討論が行われることになっている。また、自治体の法律相談と国際人権問題の相談については、研究者教員の協力のもと、前者では立法支援等が、後者では人権救済活動に対する理論的な支援等が行われることになっている。

(法律実務基礎科目)

2-6 法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目ならびに民事訴訟実務および刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか（「告示第53号」第5条第1項の2）。

法律実務基礎科目として、1年次に法曹倫理、2年次に民事実務、刑事実務（各2単位）が、必修科目として開設されており、かつ、いずれの科目も、実務家専任教員が担当している（各科目の内容については、添付資料1：2007年度法科大学院履修要覧「シラバス」を参照）。

（法情報調査および法文書作成）

2-7 法情報調査および法文書作成を扱う科目が開設されているか。

法情報調査を扱う科目として、基礎法学において、法情報学（2単位）が1年次配当で、また、法文書作成を扱う科目として、法律実務基礎科目において、民事実務、刑事実務（各2単位）が2年次配当で、いずれも必修科目として開設され、かつ、専任教員が担当している。（各科目の内容については、添付資料1：2007年度法科大学院履修要覧「シラバス」を参照）。

（実習科目）

2-8 法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガルクリニック、エクスターンシップ等）が開設されているか。

法律実務基礎科目において、2年次にリーガルクリニック（2単位）が、3年次にエクスターンシップ（1単位）が開設されている。

このほか、3年次に登記実習（1単位）が開設されている。これは、司法書士養成を目的とするものではなく、法曹実務家には、広く登記実務についての知識についても要求されるわけであるから、法曹に求められる実務的な技能修得という意味で、選択必修科目として特に設けているものである。

2-9 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それが、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われているか。

1 リーガル・クリニックについて

2年次に開設されているリーガルクリニック（2単位）については、それ以前に修得した法理論が実際の紛争例を通して検証されることになる。つまり、法的知識の確認、応用、限界、法創造等の実践経験を積むことになる。また同時に、相談の受け方、相談者への対応の仕方などのローヤリングを学ぶことで、実社会での法曹の役割を体験する。

法律相談を受けるに先立ち、クリニックのあり方や意義ならびに遵守すべき事項について、専任の実務家教員が講義をする。

法律相談は、大学キャンパス内と横浜弁護士会神奈川大学みなとみらい法律相談センター内で行われる。選択必修科目であるから、希望する学生の数に応じて、5ないし10名の班分けが行われる。具体的には、①一般民事事件を主として扱う一般民事チーム、②自治体の法律問題と国際人権を主として扱う自治人権チームに分けられる。

法律相談の回数は、①一般民事チームは、学内の一般民事相談4回、自治人権相談2回、みなとみらい法律相談センターで行われる法律相談の立ち会い2回を必須とし、②自治人権チームは、学内の一般民事相談2回、自治人権相談4回、みなとみらい法律相談センターで行われる法律相談の立ち会い2回を必須とする。

以上の法律相談の各班は、実務家教員が担当者として責任を持ち、かつ、各法律相談ごとに、その内容に応じて、必ず研究者教員が担当者として割り当てられる。

法律相談が行われた後には、研究者教員も交え、相談内容についての質疑、討論が行われ、さらに問題の所在や問題解決についてのレポート作成が課題とされている。そして、これらをもとに責任者たる実務家教員が各法律相談ごとに成績評価（合・否の判断）をしている。このため、最終的な成績評価は、責任担当教員による口述試験を経て、合・否により行うことになっているが、実際には、各法律相談ごとの成績評価をもって、口述試験に代えられている。

なお、リーガルクリニックの単位数は、設置当初1単位としていたが、以上の記述のように、その内容の充実に伴い実態にそぐわないため、2007年度より、2単位に改めている。

2 登記実習について

3年次に開設されている登記実習（1単位）については、民法及び商法等の実体法が登記にどのように反映されているのかを中心に、実際に体験することで、法理論を登記実務に即して確認をすることになる。また、実際の登記実務をその専門家である司法書士のもと体験することで、法曹実務家にも要求される登記実務について、基本的な技能修得が図られることになる。

実際の登記実務に入る前に、履修者は科目担当教員（非常勤講師・司法書士）から登記法に関する概説的講義を受ける。

その後の司法書士事務所での実務研修は、1日8時間で3日間行われる。具体的な内容は、研修期間内の指導担当司法書士が扱う事項に即したものとなるため、あらかじめ特定することはできない。

登記実習担当教員（非常勤講師・司法書士）は、配属先の指導担当司法書士から実務研修に関する報告書の提出を受け、また、学生から登記実習のレポート提出を受け、成績評価を合・否により行う。

3 エクスターンシップについて

3年次に開設されているエクスターンシップ（1単位）については、それ以前に修得した授業内容を法律実務に即して確認し、また、直接の体験を通じて、実務内容と実務法曹を身近なものとして捉えることになる。ここでは、理論と実務の架橋的教育が行われるだけでなく、司法研修所入所後の実務修習への円滑な導入が目的となっている。

実際の実務研修に入る前に、履修者は、裁判官、弁護士から法律実務に関するガイダンス的講義を受けることになっている。これまでのところ、ガイダンスは専ら弁護士から受けている。

その後の法律事務所での実務研修は、1週間（実質は5日間）行われる。具体的な内容については、研修期間内に指導担当弁護士が扱う事項に即したものとなるため、あらかじめ特定することはできない。ただし、横浜弁護士会により、担当弁護士に対し「指導内容」として推奨されている内容は、①法律相談立ち会い（弁護士が法律相談を受ける際に同席するなど）、②事案検討（依頼内容、相談内容・説明を聞いて、方針、回答内容を検討する）、③簡単な実務的文書の起案（内容証明の起案など）、④法律文献調査（依頼、相談を受けた内容に関する判例、文献の調査など）、⑤法廷

傍聴（担当弁護士が出席する口頭弁論、公判についてのもの）となっており、履修者は、弁護士の指導のもと、これらの全部または一部を体験的に学習する。

「エクスターンシップ実施担当委員会」が、本研究科委員長のもと、研究者教員1名、実務家教員1名および横浜弁護士会の法科大学院に関する委員会の委員1名（本研究科の非常勤講師）により構成される。そして、エクスターンシップの成績評価については、以下のように行われることが、研究科委員会において確認されている。すなわち、本委員会に対し、指導担当弁護士は研修の評価書を提出し、また、学生はエクスターンシップの報告書を提出する。これらを踏まえ、本委員会で審議をし、必要に応じ履修者に対する口頭試験を課したうえで、担当教員が成績評価をする。評価は合・否により行われる。

（実習科目における守秘義務等）

2-10 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学則等で整えられ、かつ、適切な指導が行われているか。

1 守秘義務に関しては、「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第2条の2に規定を置き、学生は、実習科目を履修するときは守秘義務を負い、守秘義務誓約書を提出することとしている。また、守秘義務に違反した場合には、懲戒の対象となるものとしている。さらに、履修登録を行わない学生で、実習科目に参加する場合にも、同様としている。

なお、登記実習、エクスターンシップの場合、学生から提出を受けた守秘義務誓約書を実習先の各事務所に提出している（添付資料11-6参照）。

2 特に、リーガルクリニックにおいては、相談者に対し、守秘義務に関する文書を提示し、合意が得られてから相談を受けることにしている（添付資料11-7参照）。みなとみらい法律相談センターにおける立ち会いについても、同様である。

3 以上の守秘義務については、担当教員により、各実習科目のガイダンスにおいて、十分な注意を行っている。

【点検・評価(長所と問題点)】(「評価の視点」2-1 から 2-10)

法令が定める4科目群についての法科大学院制度の目的に即した構成、授業科目のバランスのとれた開設、ならびに授業科目内容の各科目群への適合性という点では、まず、法令の定める4科目群すべてについて科目を開設し、授業科目の内容も、各科目群にふさわしいものとなっており（「告示第53号」第5条）、かつ、法曹養成の基本理念にかなうよう、科目を開設しており（「連携法」第2条）、問題はない。なお、法科大学院制度の目的により即したカリキュラム内容とするために、設置当初には科目開設されていなかった国際私法、国際私法特論、要件事実論を、展開・先端科目として2007年度から開設している。

法科大学院固有の教育目標達成にふさわしい授業科目の開設については、本研究科固有の教育目標を達成することができるよう、授業科目を充実させている（本研究科設置以後の授業科目の充実という観点から、2005年度に、展開・先端科目として国際人権法演習を、また、2007年度に、基礎法学として家族と紛争を、展開・先端科目として少年法、自治体法務演習、憲法訴訟演習を新たに開設している）。しかも、これらの科目の段階的、体系的な履修にまで配慮すると同時に、主要な科目の相当数は、本研究科の専任教員が担当しているところである（具体的には、家族

と紛争、中小企業法、国際人権法、国際人権法演習、情報公開法制について、本研究科の専任教員が担当している)。なお、2007年度新設の自治体法務演習が、2007年度は休講となっているが、本研究科固有の教育目標を達成するために、科目担当者に十分な準備をしてもらうという意味で、2007年度は休講にしているのであって、2008年度から実際に開講することになっている。

学生の履修が4科目群のいずれかに過度に偏らないような適切な配慮については、各科目群それぞれに必修科目を置き、また、コース制を採用することにより、各コースで指定された隣接科目、展開・先端科目に含まれる科目のうちから選択、履修しなければならないものとする事で、十分に配慮している(「告示第53号」第5条第2項)。

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と履修が系統的・段階的に行えるような適切な配置については、まず、授業科目は、必修科目と選択必修科目とに適切に分類され、学生の履修の点でも、系統的・段階的に行えるよう配慮をしている。特に、コース制(地域と企業コース、市民と自治体コース)を採用することで、隣接科目、展開・先端科目については、系統的な履修ができるよう工夫がされている(本研究科設置当初は、各コースに列挙された科目群の中から7科目14単位以上修得しなければならないものとされていたが、履修条件が厳格にすぎ、かえって学生の履修計画の妨げとなっていたため、各コースに列挙された科目の見直しを図ると同時に、5科目10単位以上修得しなければならないものと改め、2007年度入学者から適用している)。以上に対し、必修科目となっている講義科目の修得ができていない学生であっても、進級制度を設けていない本研究科にあっては、演習科目を履修できることになっており、この点は、系統的・段階的な学生の履修という観点から問題があるといわざるをえない。

法理論教育と法実務教育の架橋を図るためのカリキュラム編成、授業の内容、履修方法等の工夫については、研究者教員と実務家教員が共同して同一科目にあたり、緊密に連携することで、理論と実務の架橋が図られる仕組みが作られており、これにより、研究者教員、実務家教員がそれぞれ単独で担当する科目においても、理論と実務の架橋という観点からの連携が図られるようになっている。

他方、演習科目の内容につき、各回の主担当教員の属性に依拠しがちであることは否定できず(例えば、研究者教員が主担当の回では、理論的な側面からの演習内容が中心となるなど)、理論と実務の内容をバランスよく含んだ内容となるよう、今後もよりいっそうの工夫が必要と思われる。また、実務家教員の任期は原則として3年であり、短期でその交代が生じることになることから、新任の実務家教員との連携が緊密に図られるようにする必要がある。

法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目ならびに民事訴訟実務および刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設については、いずれの科目も必修科目として開設されており、さらに、専任の実務家教員が担当しており、問題はない。

また、法情報調査および法文書作成を扱う科目の開設についても、必修科目として開設されており、さらに、「法情報学」は、法情報調査についても研究領域とする専任の研究者教員が担当し、その授業は、文献・コンピュータを利用した法情報の収集にとどまらず、その情報を分析、文章化することを含み行われ、「民事実務」、「刑事実務」については、それぞれの領域を専門とする専任の実務家教員が担当し、起案

を織り交ぜた授業内容となっており、問題はない。

法律法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的技能の修得、法曹としての責任感涵養のための科目開設については、法曹としての実務的技能の修得、責任感涵養を目的とする実習科目を開設しており、問題はない。

実習科目の内容の臨床実務教育への適合性と明確な責任体制のもとでの指導については、「リーガルクリニック」、「登記実習」、「エクスターンシップ」のいずれについても、臨床実務教育にふさわしい内容となっており、かつ、**明確な責任体制**のもとで指導が行われており、問題はない。

実習科目における守秘義務に関する仕組みの整備と適切な指導については、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内規則により整えられ、適切に指導が行われており、問題はない。

[将来への取組み・まとめ]（「評価の視点」2-1 から 2-10）

法科大学院固有の教育目標達成にふさわしい授業科目の開設につき、2007 年度に休講となっている自治体法務演習については、2008 年度から恒常的に開講することになっている。

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と履修が系統的・段階的に進められるような適切な配置につき、法律基本科目において、必修科目となっている講義科目の修得ができていない学生であっても、演習科目を履修できるという問題点については、1 年次から 2 年次への進級に際し、進級制度を設けることで、学生の系統的・段階的履修に資することができるよう、現在検討中である。具体的には、① 1 年次に開講される必修科目（13 科目 30 単位）のうち、6 割以上（18 単位以上）の単位を修得し、かつ、② 1 年次に開講される法律基本科目のうち、公法系科目（2 科目 4 単位）、私法系科目（5 科目 14 単位）、刑事系科目（3 科目 6 単位）のそれぞれにつき、5 割以上（公法系科目は 2 単位以上、私法系科目は 7 単位以上、刑事系科目は 3 単位以上）の単位を修得していることを条件に、2 年次に進級できるものとする方向である。

法理論教育と法実務教育の架橋を図るためのカリキュラム編成、授業の内容、履修方法等の工夫については、まず、研究者教員、実務家教員の緊密な連携を図るため、演習では、事前の教材づくりをする、あるいは、e-Learning 上で行われる演習内容の事前提示の精度を高めることで、より充実した内容となるよう申し合わせが行われている。また、これにより、担当教員の交代があっても問題が生じないように対応していくことにしている。

2 教育の内容・方法等(2)

[現状の説明](評価の視点 2-11 から 2-36)

(課程修了の要件)

2-11 課程修了の要件については、在学期間および修了の認定に必要な単位数が法令上の基準(原則として3年、93単位以上)を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか(「専門職」第23条)。

課程修了の要件については、次のようになっている。

1 在学期間

在学期間については、原則として3年以上であり、法学既修者については原則2年以上としている(添付資料 11-8:「神奈川大学大学院学則」第23条第2項)。

2 修了認定に必要な単位数

修了認定に必要な単位数は、教育課程表にある科目のうちから、96単位以上選択履修することとされている。

(履修科目登録の上限)

2-12 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準(36単位を標準とする)に従って適切に設定されているか(「告示第53号」第7条)。

1 1年間に履修登録できる単位数

1年間に履修登録できる単位数は、原則として、34単位以内としている。ただし、以下の2つの場合には、例外となる。

第一に、3年次についてのみ、1年間に履修登録できる単位数は、44単位以内とされている。これは、2年次までの単位修得の実績を、また、3年次になり展開・先端科目を中心とした選択必修科目の履修可能性の拡大等を考慮して、増加させているものである。

(大学評価・学位授与機構 3-3-1においては、3年次のみ、本文に書いたような理由から、44単位を上限とすることができるものと指摘している。また、日弁連法務研究財団 5-2-2も、3年次のみ、44単位が上限であることを指摘している。法令上の根拠は不明)

第二に、法学既修者については、履修登録できる単位数を、入学年度に限り38単位以内としている。これは、既修者の場合、一方、1年次配当の法律基本科目24単位と司法制度論(2単位)は修得したものとみなされるが、他方、必修科目である1年次配当の法情報学(2単位)、法曹倫理(2単位)は履修しなければならないこと、そして、1年次配当科目のうち選択必修科目4科目8単位は、学生本人の履修計画に基づいて履修する必要があるためである。

2 前期に履修登録できる単位数

以上のように、1年間に履修登録できる単位数については、本研究科の設置段階から変更はないが、本研究科が、前・後期制を採用していることから、2007年度より、次のように前期に履修登録できる単位数を定めることにした。

まず、未修者について、1年次は前期20単位、2年次は前期18単位、3年次は前期26単位を上限として、履修登録することができ、次に、既修者について、

2年次(入学年次)は前期20単位、3年次は26単位を上限として、履修登録できるものとしている。前・後期制を採用し、各学期ごとに履修登録をすることになっているため、どちらかの学期に履修登録をする科目(単位)数が偏ることで、段階的・系統的な履修の妨げにならないようにするためである。

(他の大学院において修得した単位等の認定)

2-13 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準(原則として30単位以内)のもとに、当該法科大学院の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか(「専門職」第21条)。

学則において、学生が他の大学院において履修した授業科目について、本研究科において教育上有益とみとめられる場合には、30単位を上限として、本研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことがあるものとしている(添付資料11-8:「神奈川大学大学院学則」第13条第4項、第5項参照)。

現在までの時点で、他の大学院において修得した単位等につき、みなし単位認定の申請事例はない。

(入学前に修得した単位等の認定)

2-14 学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準(原則として30単位以内)のもとに、当該法科大学院の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか(「専門職」第22条)。

学則において、まず、学生が本研究科入学前に、他の大学院で履修した授業科目について修得した単位について、本研究科の教育上有益と認められる場合に限り、30単位を上限として、本研究科における授業科目の履修により修得した単位とみなすことがある、と定められ、また、このみなし修得単位数は、学生が本研究科入学後に他の大学院において修得した単位につき、本研究科で単位として認定された単位数と、法学既修者についてのみなし修得単位数と合わせて30単位を超えることができないものと定められている(添付資料11-8:「神奈川大学大学院学則」第13条の3参照)。

現在までの時点で、学生が本研究科入学前に他の大学院において修得した単位等につき、みなし単位認定の申請事例はない。

なお、みなし単位認定の可否について、最終的には、本研究科委員会の議を経て認定することができるものとされている(添付資料11-8:「神奈川大学大学院学則」第13条の3第1項参照)。

(在学期間の短縮)

2-15 在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準(1年以内)に従って設定され、適切な基準および方法によって、その認定が行われているか(「専門職」第24条)。

本研究科では、2-14で述べたとおり、学生が本研究科入学前に、他の大学院

で履修した授業科目について修得した単位について、30単位を上限として、本研究科における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。しかし、これに伴う在学期間の短縮は行っていない。

(履修指導の体制)

2-16 法学未修者および法学既修者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われているか。

1 入学予定者に対しては、入学当初から学修が適切に行われるよう、入学前の課題を与えている。具体的には、未修者を念頭に置き、法律基本科目についての入門書を、あるいは、既修者については、これまでの知識と理解を整理することができる書籍を紹介し、読了したうえで、入学するよう指導している。

2 入学当初に、教育課程上の成果を上げるために、ガイダンスが行われている。その際、本研究科の基本理念、目的の説明にとどまらず、カリキュラムの構成等の説明を詳細に行っている。

3 本研究科では、少人数によるクラス制と複数担任制を採用し、個々の学生に応じた履修指導が行えるように配慮している。

まず、各学年は2クラス(1クラス25人未満)に分けられ、各クラスには、クラス担任があてられる。クラス担任は2人制で、研究者教員1名と実務家教員1名が担当しており、学生の個別の相談に応じられるようにしている。

次に、クラス懇談会は、入学当初のガイダンスの後に必ず開催され、法学未修者及び法学既修者それぞれに対する教育課程上の指導を行っている。また、クラス担任は、原則として持ち上がり制で、3年間(法学既修者の場合2年間)同一の教員が担当することになっている。そして、以上のクラス懇談会は、入学年度だけでなく、毎年度開催され、かつ、春のガイダンス時だけでなく、1年間を通じ、随時開催されている。

4 なお、法学未修者、特に、法学部以外の学部出身者を念頭に置き、本研究科の学修に円滑に移行できるよう、法律基本科目で1年次配当の講義科目(必修科目)においては、当該講義時間の次の時限を「学修指導」の時間とし、講義内容の質問、学修方法の質問等に対応できるようにしている(なお、学修指導の時間は、単位に含まれておらず、その趣旨は、当該科目担当者による、当該科目についてのオフィスアワーである)。

また、法学既修者として入学してきた学生が、本研究科の学修に円滑に移行できるよう、法律基本科目で2年次配当の一部講義科目(必修科目)においても、当該講義時間の次の時限を「学修指導」の時間にあてている。

5 1年次前期授業科目のうち、法情報学、司法制度論は、法学入門を兼ねた必修科目であり、法学未修者はその両方の科目を、法学既修者は、法学未修者とともに法情報学を履修することで、本研究科の学修に円滑に移行できるよう配慮している。

(学習相談体制)

2-17 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか。

学生の学習方法等についての相談には、専任教員が、次のようにして対応してい

る。

1 専任教員のうち、クラス担任については、オフィス・アワーを設定し、前期・後期ごとにこれを学生に公表している。

2 各学年2クラスに分け、各クラスごとに専任教員2名(研究者教員と実務家教員各1名)が、クラス担任となっていること、また、適宜クラス懇談会が開催されていることについては、記述のとおり。その他、定期試験後、成績不良者に対しては、クラス担任が学習方法等の聞き取りをし、指導することになっている。

3 以上とは別に、新入生ガイダンス時に、教務委員による全体相談会を開催している(添付資料 11-9:2007 年度大学院法務研究科新入生オリエンテーション日程参照)。

4 さらに、e-Learning システム上で、学生からの相談等に応じられるようになっている。

2-18 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか。

本研究科では、アカデミック・アドバイザー1名による相談体制がとられている。本研究科のアカデミック・アドバイザーには、本学法学部出身で、司法試験に合格した者があてられており、本学の特質を理解したうえで、弁護士としての経験を活かした学生の学修支援が行われている(アカデミック・アドバイザーは、業務委託契約により、週4日勤務)。

また、ティーチング・アシスタントについては、2004年度に4名、2005年度に2名、2006年度に1名の採用実績があるものの、2007年度の採用実績は0名となっている。

(授業計画等の明示)

2-19 授業の内容・方法および1年間の授業計画が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか(「専門職」第10条第1項)。

本研究科では、シラバスについては、冊子体の『法科大学院履修要覧』(添付資料1参照)を毎年作成し、学生に配布している(配布時期は、4月当初のオリエンテーション時であり、2007年度は、4月4日に配布した)。また、同一の内容は、コンピュータを利用してウェブ上でも公開されている(公開時期は、3月中旬～下旬)。

シラバスには、全科目について、授業内容、授業計画、授業運営、評価の方法、使用書、参考書が記されている。本研究科の場合、原則として1科目の授業は半年間で行われるが、後期に開講される科目についても、年度当初のシラバスに、上記内容が記載されている。

なお、学生の理解・参加状況は、年度によって異なり、当初の授業計画どおりに進行しないこともある。これによる不都合については、教育研究支援システムとして採用されている e-Learning システムを利用することにより、授業計画の変更・修正について、あらかじめ学生に周知できるようになっている。

2-20 授業はシラバスに従って適切に実施されているか。

本研究科が学生に対して行った、各授業科目ごとのアンケート調査によれば、シラバスに沿って当該授業が行われている(添付資料2:講義アンケート等参照)。

(授業の方法)

2-21 授業科目に相応して、双方向または多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか(「専門職」第8条)。

本研究科では、学生に対し、各授業科目ごとのアンケート調査を行っており、そこには、「この授業は双方向的に行われていますか」、「授業中の質問に対して適切な対応がなされていますか」との質問項目が含まれている。学生は、各質問に対して、「1. 強くそう思う」、「2. そう思う」、「3. どちらともいえない」、「4. そう思わない」、「5. 全くそう思わない」のうちどれかを、ウェブ上で回答することになっている。学生による回答数が必ずしも多くないため、断定的に述べることは困難であるが、法律基本科目(講義科目、演習科目を含む)に関しては、概ね、学生の回答が前記1、2、3に集中している。ただし、講義科目のうち、民法Ⅱ、商法Ⅰ、商法Ⅱに関しては、「この授業が双方向的に行われていますか」との質問に対し、2005年度には、学生の回答が前記3、4、5に偏っていたが、2006年度には、前記1、2、3と回答されており、改善が見られている。

(授業を行う学生数)

**2-22 効果的な学修のために、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本としているか(「告示第53号」第6条第1項)(注)。
(注:「一つの授業科目について同時に授業を行う学生数」とは、授業を受講するすべての学生をいう。)**

本法務研究科においては、講義科目については、50名を標準として行い、演習科目については、履修予定者を2クラスに分け、1クラス25名を標準として行っている。

本研究科の入学定員は50名である。したがって、1年次配当科目については、原則として、全科目について50名以下で行われている。なお、1年次配当科目を前年度に修得できなかった学生は、次年度に再履修ということになるが、新入生のうちには法学既修者が含まれており、これらの者が履修を免除される科目では、50名以下での授業が行われている。また、1年次配当科目のうち、法情報学は法学既修者も履修するため、総数で50名を超える可能性があるが、コンピュータを利用する関係上、クラスを3つに分けており、やはり、50名以下での授業が行われている。

2年次以降配当の科目につき、講義科目については、ほぼ50名以下で行われている。展開・先端科目については、2・3年次配当となっているため、理論上は、50名を超えることもありうるが、開講科目数を多くし、学生の履修計画に任せていても、現状では、ほぼ50名で収まっている。

2年次以降に開講される演習科目については、法学既修者の入学、前年度に修得できなかった学生による再履修をあわせても、25名前後で行われている。

以上のことについて、詳細は、添付資料11-10:「科目別履修人数」参照。

2-23 法律基本科目については、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数が法令上の基準(50人を標準とする)に従って適切に設定されているか(「告示第

53号」第6条第2項)(注)。

(注：「一つの授業科目について同時に授業を行う学生数」とは、授業を受講するすべての学生をいう。)

前述のとおり、本法務研究科においては、講義科目については、50名を標準として行い、演習科目については、履修予定者を2クラスに分け、1クラス25名を標準として行っている。したがって、法律基本科目のうち、講義科目と演習科目もまた、この基準に従って、適切に設定されている(その詳細は、添付資料11-10:「科目別履修人数」参照)。

2-24 個別的指導が必要な授業科目(リーガル・クリニックやエクスターンシップ等)については、それにふさわしい学生数が設定されているか。

個別的指導が必要なリーガル・クリニック、登記実習、エクスターンシップについては、いずれも、それにふさわしい学生数が設定されている。

リーガル・クリニックについては、選択必修科目であるから、履修希望者の総数が多数となることはあるが、希望する学生の数に応じて、5ないし10名の班分けが行われ、各班には実務家教員と研究者教員がそれぞれ担当者として割り当てられている。そして、その班ごとに法律相談を受け、あるいは、法律相談に立ち会い、班ごとに割り当てられた担当教員と学生との間で、質疑、討論が行われている。

登記実習とエクスターンシップについても、選択必修科目であるから、履修希望者の総数が多数となることはある。しかし、学生定員が50名であるから、総数で50名を大きく超えることはない。したがって、実習に先立つ概説的、ガイダンス的講義には、最大で50名程度の学生が受講することにはなる。しかし、その後の実習では、登記実習については、2007年度は、1～3名ごとに司法書士事務所での実務研修を受けることになっており、エクスターンシップについては、弁護士1名に対し学生1名が、弁護士事務所での実務研修を受けることになっている。

(成績評価および修了認定)

2-25 学修の成果に対する評価、単位認定および課程修了の認定の基準および方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか(「専門職」第10条第2項)。

1 成績評価について

「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第9条によれば、成績評価については、

- (優) 100点～80点 合格
- (良) 79点～70点 合格
- (可) 69点～60点 合格
- (不可) 60点未満 不合格

としており、再試験の合格評価は、合格最低点(60点)をもって行うものとしている。

また、以上のような成績評価になじまないため、成績評価を合否判定で行う科目として、リーガル・クリニック、登記実習、エクスターンシップがある。

なお、「優・良・可・不可」の意味は、本研究科では、次のように理解されている。

- (優) 100点～80点…授業の内容・目的を「十分理解している」と評価できる。
- (良) 79点～70点…授業の内容・目的を「かなり理解している」と評価できる。
- (可) 69点～60点…授業の内容・目的を「相当な程度まで理解している」と評価

できる。

(不可) 60点未満…授業の内容・目的が「まだ理解不十分」と評価される。

2 履修した授業科目の成績評価基準について

学生が履修した授業科目の成績評価基準は、各授業科目の担当教員が、シラバスにあらかじめ示している（例えば、試験による評価〇〇%、平常点による評価〇〇%のように記載される）。また、平常点の評価項目についても、あらかじめシラバスに示されているが、詳細は、各授業科目の中で学生に周知されることになっている。

成績評価の（優・良・可・不可）の分布については、教員の裁量に任されているが、原則として「絶対評価」によるものとし、授業科目ごとの成績分布を各授業科目の担当教員が作成し、教務委員に提出することになっている（2004年度第4回研究科委員会決議）。

3 成績評価とその基準についての改正

以上の成績評価とその基準については2007年度までのものであり、2008年度からは、全学的に次のように改められることになっている（※参照）。

(秀) 100点～90点…所期の目標を十分に達成し、特に秀でた成績を示している。

(合格)

(優) 89点～80点…所期の目標を十分に達成し、優れた成績を示している。(合格)

(良) 79点～70点…不十分な点があるが、所期の目標をほぼ達成している。(合格)

(可) 69点～60点…所期の目標の最低限は満たしている。(合格)

(不可) 60点未満…いくつかの重要な点において所期の目標を達成していない。

(不合格)

※「神奈川大学大学院学則」改正第19条

(成績の評価及び単位の認定)

第19条 試験成績の評価は次のとおりとし、合格者に所定の単位を与える。

(1) 科目試験

1. 秀 合格 2. 優 合格 3. 良 合格

4. 可 合格 5. 不可 不合格

※「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」改正第9条

(成績評価)

第9条 学則第19条の成績評価は、次のとおりとする。

(1) (秀) 100点～90点 合格

(2) (優) 89点～80点 合格

(3) (良) 79点～70点 合格

(4) (可) 69点～60点 合格

(5) (不可) 60点未満 不合格

4 単位認定について

学生が履修した授業科目の単位認定については、前記の成績評価基準により行われている。また、各学期（前・後期）の単位認定は、各学期終了後の研究科委員会において行われることになっている（「神奈川大学大学院学則」第19条の2）。

なお、他の大学院において修得した単位等の認定、入学前に修得した単位等の認定については、すでに述べたとおりである（2-13、2-14参照）。

以上の内容は、「学則」に基づくもので、シラバスに掲載されている。

5 課程修了の認定について

本研究科の課程修了の要件につき、学則によれば、「当該課程に3年以上在学し、かつ、所定の単位を修得することとする。ただし、法学既修者の在学期間については、当該課程に2学年以上在学すれば足りるものとする」と定められ（「神奈川大学大学院学則」第23条の2）、課程修了のための単位数は、学則別表に定めるとおり、96単位以上となっている。

以上の内容は、「学則」に基づくもので、シラバスに掲載されている。

2-26 学修の成果に対する評価、単位認定および課程修了の認定は、明示された基準および方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか（「専門職」第10条第2項）。

1 成績評価について

成績評価の（優・良・可・不可）の分布については、教員の裁量に任されているが、原則として「絶対評価」によるものとし、授業科目ごとの成績分布を各授業科目の担当教員が作成し、教務委員に提出することになっている（2004年度第4回研究科委員会決議）。

そして、各授業科目ごとに担当教員が、定められた書式に従って、定期試験、平常点の評価基準を記載して、提出が義務づけられている。

また、各授業科目については、その定期試験の講評を、e-Learning上で担当教員により行うこととしている。

2 成績評価に対する学生の異議申し立て制度

各学期の成績評価を学生に開示した後、一定期間、学生は成績評価について、異議申し立てをすることができる。学生の異議申し立ては、当該科目担当教員に対し、教務委員を通じて文書で行うものとし、当該科目担当教員は、教務委員を通じて、学生に対し、文書で回答するものとしている。学生からの異議申し立て文書、担当教員からの回答文書のいずれも、法務研究科委員会に提出され、成績評価が厳正に行われたか否かを判定している。

以上について、これまでは、研究科委員会においてそのつど審議してきたが、手続きの明確化という観点から、規程（内規）の作成を進めており、2008年4月の研究科委員会において、決定を予定している。

3 単位認定について

本研究科における単位認定は、以上のような成績評価の手続きを経て、各学期終了後の研究科委員会において行われている（「神奈川大学大学院学則」第19条の2）。その研究科委員会において、各授業科目ごとに審議を行っており、なお疑義のある場合には、各科目担当教員との質疑応答がされ、その後、最終的な認定が行われている。

4 課程修了の認定について

本研究科における課程修了の認定は、以上のような成績評価と単位認定の手続き

を経て、年度末の研究科委員会において行われている。その研究科委員会において、各学生ごとに審議を行っており、なお疑義のある場合には、各科目担当教員との質疑応答がされ、その後、最終的な認定が行われている。

(再試験および追試験)

2-27 単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準および方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。また、その認定が客観的かつ厳格に行われているか。

本研究科では、演習科目を除く法律基本科目に限り、不合格の学生に対し、それぞれの指定の補習を受講後、再試験を行っている。不合格の学生は、当然に再試験を受験することができるわけではなく、研究科委員会の審議を経て、受験資格の有無を決定するものとしている(添付資料 11-11:「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第5条参照)。

これまでの再試験実施状況は、添付資料 11-12 のとおりであるが、これまで、再試験の受験申請に対して、受験資格が無いと判断された例はない。

2-28 学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置がとられているか。また、追試験制度はあらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施されているか。

本研究科では、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者に対し、追試験を行っている(添付資料 11-11:「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第4条、添付資料 11-8:「神奈川大学大学院学則」第16条2項参照)。

追試験希望者は、医師の診断書等理由を証明するに足る書類を添え、原則として当該科目の定期試験終了後3日以内にその申請をし、研究科委員会内に設置される追試験委員会の許可を得なければならないものとされている(資料2:「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第4条第2項参照)。

以上の内容は、シラバスに掲載されており、また、追試験実施日については、あらかじめ掲示によりこれを明示している。

これまでの追試験実施状況は、添付資料 11-13 参照。

(進級制限)

2-29 一学年修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置がとられているか。

本研究科では、進級を制限する措置をとっていない。

2-30 進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているか。

既に述べたように、本研究科では、プロセスを重視した教育を、日々の教育と指導によって実現することを第一義とし、むしろ予防的な指導によって進級制度と同様の成果を達成することを考えていた。そこで、クラス担任制度を設け、学生が履

修モデルに沿った学修をすることができるよう、指導している。また、各学期の成績公表後、成績不良者に対しては、クラス担任により、勉強方法を含めた指導をし、その指導結果については、研究科委員会において報告をし、全教員により、当該学生に対し、継続して学修指導ができるよう、注意を払ってきている。

(教育効果の測定)

2-31 教育目標に即した教育効果がどの程度達成されているかについて、それを測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等および実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。

現在までのところ、教育効果を測定する仕組みはない。

(教育内容および方法の改善)

2-32 教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制(FD体制)が整備され、実施されているか(「専門職」第11条)

1 FD委員の選任

本研究科では、教育内容および方法の改善を図るために、FD委員3名(いずれも研究者教員)を選任している。

2 FD委員の職務内容

FD委員の職務内容としては、①学生に対する授業評価アンケートの企画・実施、その結果のとりまとめをすること、②授業方法の改善等を図るための種々の施策を講じること、③教員の資質の維持向上のため、種々の施策(教員の外部研究への参加、研究者教員の実務研修、実務家教員の教育研修、講演会の開催など)を講じること、④カリキュラム編成のあり方を検討すること、などである。

3 FDの実施状況

(1) FD委員会と法務研究科委員会

本研究科設置当初は、FD委員会を開催し、上記職務内容の検討を行ってきたが、本法務研究科は規模が大きくはなく、専任教員の数も少ないため、月に1回開催される法務研究科委員会において、FDに関わる全般について、FD委員主導で各種施策を検討することになっている。

(2) 教育実践において獲得した情報の交換

上記のように、現在は、研究科委員会において、FDの問題については検討しており、例えば、各学期の成績認定に際し、同時に、教育内容、方法の情報交換をしている。

(3) 学生に対する授業評価アンケートについて

学生に対する授業評価アンケートは、FD委員により、そのアンケート項目、実施方法等について、研究科委員会において提案をし、審議を経たうえで実施をし、実施結果についても、全科目のアンケート結果(一次資料)を研究科委員会に提示をし、意見交換を行っている。

(4) 教員の資質向上維持のための種々の施策について

教員の資質向上維持のための種々の施策については、FD委員からだけでなく、研究科委員会において、随時、各教員から提案があり、種々実施している。その実施内容については、研究科委員会において報告をし、教員相互で意見交換をしている。具体的には、「教員の学部研究会への参加」「研究者教員の実務研修」「実務家教員の教育研修」「講演会の参加」「その他(民事法研究会など)」がある(種々の施策の実施状況については、添付資料11-14参照)。

(5) カリキュラム編成について

カリキュラム編成については、教務委員と共同し、上記のFDの結果を踏まえ、以下のような改正を行っている。まず、2005年度から、①法科大学院制度の目的により即したカリキュラム内容とするために、展開・先端科目としての倒産処理法、経済法、環境法、労働法、知的財産法、税法の修得を条件に履修可能な、それぞれの「特論」科目を新設(2-1で既述のとおり)、②本研究科固有の教育目標を達成するために、展開・先端科目としての国際人権法演習を新設(2-2で既述のとおり)した。次いで、2007年度から、①法科大学院制度の目的により即したカリキュラム内容とするために、国際私法、国際私法特論、要件事実論を展開・先端科目として新設(2-1で既述のとおり)、②本研究科固有の教育目標を達成するために、家族と紛争を基礎法学として、少年法、自治体法務演習、憲法訴訟演習を展開・先端科目として新設(2-2で既述のとおり)、そして、③②と同様の観点から、また、学生の系統的・段階的履修の観点から本研究科設置当初からとられているコース制につき、各コースに列挙された科目を見直すと同時に、7科目14単位以上という修得条件を5科目10単位以上に改めた(2-2で既述のとおり)。

(6) 授業参観制度

各教員の教育内容、方法について、各教員が相互に参考にし、かつ批判的に検討するため、授業参観制度を取り入れている。研究科開設当初は、授業参観の日程を定め、他の教員の授業参観を実際に行ったが、e-Learningシステムの整備に伴い、授業内容がビデオ撮影されているため、各教員は、自由に他の教員の授業を、ビデオを通じ随時参観できるようになっている。

2-33 FD活動は、教育内容および方法の改善に有効に機能しているか。

すでに述べたように、本研究科のFD活動は、FD委員主導のもと行われているが、実際の検討は、研究科委員会において、専任教員全員により行われている。したがって、日頃の教育実践内容は、研究科委員会において意見交換され、情報として共有されており、教育内容および方法の改善に向け、相互の努力が重ねられている。

例えば、学生の授業評価アンケートの項目については、毎年研究科委員会において検討され、その際、個々の教員が、自己の教育内容・方法の改善に参考となるような項目を、吟味することになっている。また、法務研究科委員会において、各学期の成績評価を判定するに際し、あるいは、成績不良者の指導結果の報告を受けるに際し、各科目担当者は、教育内容・方法の観点から所見を述べ、全教員の間で意見交換がされ、議論が交わされている。

2-34 学生による授業評価が組織的に実施されているか。

本学では、1年おきに、全学的に学生による授業評価を行うことになっている。

また、本研究科においては、FD委員を実施主体として、学生による授業評価を、非常勤講師が担当する科目を含む全科目につき、学期ごとの定期試験終了後に実施している。

2-35 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されているか。

各学期終了後に実施された学生による授業評価アンケートの結果は、科目ごとに集計され、その全てが研究科委員会に提出され、そこで閲覧、意見交換がされることになっている。なお、2007年度から、各科目の担当教員（非常勤講師を含む）は、学生の授業評価アンケート結果に対して、所見を記すこととしている。そして、以上のアンケート結果とそれに対する教員の所見の取りまとめは、FD委員によりなされ、その後、本研究科図書室において、閲覧可能な状態に置くことにしている。

(特色ある取組み)

2-36 理念・目的ならびに教育目標の達成のため、教育内容および方法について、特色ある取組みを行っているか。

本研究科においては、既述のように、特にコース制を設け、かつ、本研究科の教育目標に合致した固有の科目を開設している(2-2参照)。

また、授業科目・演習については、少人数制を実施し、授業時間以外でも個別に学生に対応できるよう、複数担任によるクラス制を設け、教育内容が学生に十分浸透するように配慮している。

さらに、教育支援システムとしての e-Learning システムを導入し、時間と場所を選ばずに、教員からの予習・復習、授業内容の指示が行えるようになっている。

[点検・評価(長所と問題点)](「評価の視点」2-11 から 2-36)

履修科目登録の上限については、学生が各年次において履修登録できるものとされる単位数の上限を、法令上の基準を満たし、適切に設定しており、かつ、各学期ごとに履修登録できる単位数についても配慮しており、問題はない。なお、3年次に履修登録できる単位数については、本学法科大学院設置の当初より44単位にしているが、最終学年である3年次についてのみ、あくまで上限として定めているものであり、3年生は自ら適切に判断できるはずだとの理解から、問題ないものと考えている。

他の大学院において修得した単位等の認定については、法令(「専門職」第21条)に従い規定を設けており、問題はない。ただし、みなし単位認定の可否についての手続規定が、学則等に定められていないため、今後、みなし単位認定の可否を、厳正かつ客観的に決定するためのルールを明確化する必要がある。

入学前に修得した単位等の認定については、法令(「専門職」第22条)に従い規定を設けており、問題はない。ただし、みなし単位認定の可否については、本研究科委員会の議を経て認定することができるものとしている。

在学期間の短縮については、本研究科では、これを行っていないが、学生が本研究科入学前に他の大学院で履修した授業科目について修得した単位について、本研究科における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができるものとしている以上、在学期間の短縮を行うのか否か、行うとした場合の期間設定と適切な基準・

方法による認定の仕方をどうするのかについて、速やかに決定する必要がある。

履修指導の体制については、法学未修者および法学既修者それぞれに応じた履修指導の体制に工夫をしており、履修指導は効果的に行われている。

ただし、「学修指導」の時間については、その趣旨は、当該科目担当者による、当該科目についてのオフィスアワーであるから、所定の単位数を超えた講義の行われないう、科目担当者に対し、継続的に注意を促す必要はある。また、2年次配当の公法Ⅲと刑事訴訟法には、「学修指導」の時間をあてることができていない。これは、公法Ⅲについては、科目担当教員が、本学法学部との兼担となっており、「学修指導」の時間確保が困難なこと、また、刑事訴訟法については、本学法学部の専任教員による担当であり、同様に、時間確保が困難なことによるものであるが、「学修指導」の時間をあてることができるよう、調整を図る必要がある。

学習相談体制の整備と学習支援の効果的実行については、オフィス・アワーを含む複数の方法が整備されており、学習支援を効果的に行う工夫がされているものの、オフィス・アワーについては、クラス担任のみに設定されており、必ずしも十分とは言えない。

アカデミック・アドバイザー等による相談体制の整備と学習支援の適切な実行については、まず、本研究科のアカデミック・アドバイザーによる学生の学習支援は、十分な成果を上げているものの、アカデミック・アドバイザーを1人しか採用できておらず、全学生数との対比では、当該アカデミック・アドバイザーの負担が過重になっているという問題がある。次に、ティーチング・アシスタントの採用実績については、既述のように、漸次減少傾向にあり、この面での学生の相談体制は十分なものとは言い難い。これは、次のような理由による。すなわち、「神奈川大学ティーチング・アシスタント規程」3条・4条に基づき、ティーチング・アシスタントは、本学大学院博士後期課程に在学する者でなければ、これを採用することができないところ、本学大学院法学研究科の博士後期課程に在籍する学生で、ティーチング・アシスタントとして採用することの可能な学生が、現在極めて少数であるからである。

授業計画等のシラバス等を通じた明示、授業のシラバスに従った適切な実施については、専任教員の退職に伴う科目担当者の一部変更があったため、シラバス作成の段階では、授業計画の詳細を掲載できない科目があったが(刑事法演習Ⅰ)、上記の e-Learning システム上で、授業計画の詳細については公表されており、学生に不利益は生じていない。また、アンケート調査の結果からも明らかのように、授業は、シラバスに従って適切に実施されている。

ただし、授業計画は全科目についてシラバスに掲載されているが、必ずしも各回の内容に分けて掲載されていない科目やその内容が簡略にすぎるものもある。この点については、e-Learning システム上で、授業内容や予習事項などについて、各回の1週間前までに公開することになっており、少なくとも、法律基本科目とその他の必修科目については、e-Learning システムの使用が義務づけられているから、学生に不利益は生じていない。

なお、e-Learning システムが存在することで、かえって、シラバスに記載された授業計画の変更・修正が多くなる可能性もあり、この点については、今後の課題である。また、e-Learning システムの使用は、非常勤講師が担当する科目については、推奨されていても義務ではないため、シラバス掲載内容の変更による学生の不利益

が生じないようにする工夫が必要となっている。

法曹養成を目的とした実践的な教育方法の導入とその適切な実施については、アンケート調査の結果からも明らかなように、全体として見れば、双方向的に行われ、質疑応答が十分に行われているから、法曹養成のための実践的な教育方法としては、適切に実施されているものと理解している。

ただし、個別적으로見れば、一部科目につき、必ずしも、法曹養成のための実践的な教育方法が十分には取り入れられていないとの評価もあり、今後の課題である。

少人数による授業の実施と法律基本科目の学生数の適切な設定については、法令（「告示第53号」第6条第1項・第2項）に適合した内容で、授業が行われており、現時点で問題はない。

ただし、本研究科の入学定員が50名であることから、授業科目についての50名、演習科目についての1クラス25名という標準は、結果として維持されているものの、これを大幅に上回る事態が生じる可能性はある。これに対する具体的なルールは、昨年度までの時点で策定されていないことが問題としてあげられる。

個別的指導が必要な授業科目の学生数の設定については、「リーガル・クリニック」、「登記実習」、「エクスターンシップ」では、それにふさわしい学生数が設定されており、かつ、その通りに行われている。

学修成果に対する評価、単位認定および課程修了認定の基準および方法の明示、それらに基づく客観的かつ厳格な実施については、いずれに関しても学内規則に定められており、かつ、シラバスに掲載され、さらに、シラバスは、ウェブ上でも閲覧可能となっているから、あらかじめ学生には十分明示されている。また、明示された基準および方法により行われているかどうかは、厳格な手続きを経て審査されている。

ただし、成績評価については、「厳正」に行われているが、成績評価の基準については、なお教員間にばらつきがあり、「厳格」さに欠ける点があることは否めない。成績評価を「絶対評価」によることは、教員間で申し合わせがあるが、その絶対的基準をなお見いだせないことに原因があるものと思われる。

再試験の基準および方法の明示、その認定の客観的かつ厳格な実施については、本研究科では、「補習後再試験」の制度を設け、その基準と方法については規定化し、これをシラバスに掲載するなどして明示している。この制度を設けた理由は、次のとおりである。まず、演習科目を除く法律基本科目、つまり、講義科目については、いずれの科目についても、概ね、定期試験による評価を70%、平常点による評価を30%を目安に成績評価をしている。つまり、当該科目が、法律基本科目であり、文字通りの「基本」修得の程度を測るために、定期試験を行っているわけであるが、1回の試験により、成績評価の7割が決定されることになっている。しかし、法科大学院における教育の理念であるプロセスを重視するという観点からは、日頃の学生の努力と理解の進捗状況を測る尺度として、特に未修者の成績評価としては、酷な一面がある。そこで、日頃の教育プロセス(授業への出席状況、理解の進捗状況など)を踏まえ、担当教員による補習と研究科委員会での審議を経て、再試験の受験を認めているものである。したがって、再試験の受験は、当然にできるものではなく、決して学生救済を目的とするものではないのであって、むしろ、法科大学院の教育理念に即したものであるから、制度としては、問題がないものと考えている。

ただし、これまでのところ、再試験の受験申請に対して、受験資格が無いと判断

された例はない。その意味では、個々の学生が努力をし、それなりの理解の進捗を見せていたわけであるが、結果として、学生の側から見れば、再試験が救済の意味を持つものと受け取られかねない状況にあったことは事実である。また、担当教員によっては、定期試験と同一内容で再試験を行っている例もかつては少なくなかった。これは、むしろ、同一内容の再試験をすることで、学生の本質的な理解度を測ることができる、との考えによるものであったが、このことも、学生の側からは、再試験が救済の意味を持つものとの誤解を与える原因となっていた。そこで、現在は、学生の平常点を参考に、厳格に再試験の受験可否について判断をし、かつ、再試験の問題は、定期試験と異なるものとし、厳格に成績評価を行うことを、申し合わせている。

追試験制度とその明示された客観的基準に基づく実施については、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者に対して行っている。ただし、病気以外の理由については、規定上、限定的に列挙することは困難であるところ、これまで、病気以外の理由で、やむを得ない理由と判断された例については、追試験委員会の審議を経て、法務研究科委員会に報告がされており、特に問題はない。

進級制限措置の実施またはそれに代わる適切な措置につき、本研究科では、進級制限を行っていないが、その理由は次のとおりである。まずそもそも、本研究科においては、プロセスを重視した教育を、日々の教育と指導によって実現することを第一義とし、むしろ予防的な指導によって進級制度と同様の成果を達成することを考えていた。このため、修了要件と各学年の履修モデルは用意しているが、各学年の間に進級のハードルを設けなかったわけである。以上のような方針をもって設置の申請をし、学生も各学年で、修得できない科目がさほどはないものと予想していたところである。

ところが、実際の学生の履修状況を見る限りでは、かなりの程度、修得できない科目のある学生が生じていることは事実である。したがって、本研究科が設置の段階で予想していた以上に、成績不良の学生が生じているという問題がある。本研究科でこれまで取り組んできたきめ細かい指導の限界を率直に認めざるを得ない。

教育効果の測定についての仕組みの整備、その実施体制の構成等、およびその測定方法につき、現在までのところ、教育効果を測定する仕組みはない。新司法試験がまだ2回実施されたにすぎず、また、合格者の進路が明らかでない現時点で、本研究科が理念とする「地域密着型の法曹養成」が達成されたか否かについては、判断することができないことによる。

F D体制の整備と実施、F D活動の有効な機能については、F D委員の選任、その職務内容、実施状況等、現時点で考えられる体制は、十分に整備され、また実施されているものと考えている。また、本研究科のF D活動は、一部のF D委員により行われ、形骸化するようなことのないよう、全専任教員により行われているから、教育内容および方法の改善に有効に機能しており、問題はない。

ただし、F D活動は、専任教員全員で行われているが、その活動内容が、必ずしも非常勤講師に対しては、十分に伝えられているとは言えず、この点で問題は残る。また、本学においては、自己点検・評価に関する全学的な組織は存在するが、F D活動全般を検討し、支援する全学的な組織は、現在までのところ存在していないという問題もある。

学生による授業評価の組織的な実施、その結果の教育改善につながる仕組みの整

備については、前・後期ごとに組織的に実施されており、また、学生による授業評価の結果は、全教員が、自己の担当する科目だけでなく、全科目について情報として共有し、さらに、特に専任教員は、その内容について研究科委員会で検討、意見交換をする機会を有しているから、教育改善につながる仕組みは整備されており、問題はない。

特色ある取組みについては、「現状の説明」で述べたとおりであり、本研究科の理念・目的ならびに教育目標達成のために、他大学とは異なる特色あるものとなっている。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」2-11 から 2-36）

他の大学院において修得した単位等の認定につき、みなし単位認定の可否についての手続きを明文化する必要があるが、学内諸規程との調整が必要となる。そこで、当面の間、本研究科教務担当委員が、その認定を求める授業科目につき単位修得した大学のシラバス等を参照し、かつ、その認定を求める学生と面接した結果に基づき、本研究科委員会で決定することを考えている。

在学期間の短縮については、これを行うのか否か、行うとした場合の期間設定と適切な基準・方法による認定の仕方をどうするのかについては、なお検討の途上であるが、2008年度中に決定する予定である。

履修指導の体制につき、特に「学修指導」の時間については、所定の単位数を超えた講義の行われぬよう、科目担当者に対しては、これまでも注意を促してきたが、今後もこれ継続的に行うことにする。また、公法Ⅲ、刑事訴訟法に「学修指導」の時間をあてることができるよう、公法Ⅲの担当教員については、兼担の解消を、また、刑事訴訟法については、専任教員を科目担当者にあてることができるよう、これまでも、学内の関係諸機関と協議してきたが、現在、法学部との合同人事委員会において、問題点解消の方向で議論がまとまり、近々結論が出る予定である。

学習相談体制の整備と学習支援の効果的実行については、オフィス・アワーを、クラス担任だけでなく、全専任教員に拡大する方向で検討中である。

アカデミック・アドバイザー等による相談体制の整備と学習支援の適切な実行については、まず、アカデミック・アドバイザーを複数体制にするべく、検討中である。具体的には、2008年度から立ち上げ予定の神奈川大学法曹会（神奈川大学出身者で法曹の職に就いているものから構成される）から、アカデミック・アドバイザーを採用することを考えている。次に、ティーチング・アシスタントの体制が不十分であることについては、本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍の学生数の減少によるものであり、現時点では、仕方がないものと考えている。

授業計画等のシラバス等を通じた明示、授業のシラバスに従った適切な実施については、e-Learning システムの活用により、学生の利益につながっている反面、シラバスに記載された授業計画の変更・修正が多くなることのないよう、各科目担当者に対し、改めて注意を促すことにする。なお、e-Learning システムがあるとはいえ、年度当初のシラバス上で、できるだけ各回の内容に分けて、授業計画を公表するよう、各科目担当者に、再度周知を図ることで、すでに改善を図っている。また、非常勤講師の担当する科目については、e-Learning システムの使用は推奨されていても、義務ではないため、シラバス充実への協力とこれを補う意味での e-Learning システムの使用を、改めて働きかけていくことにする（具体的には、毎年4月当初

のガイダンスで非常勤講師を招き、非常勤講師の紹介と e-Learning システムの利用方法の説明を行っているので、その場でお願いをし、欠席した方には、文書でお願いをすることになっている)。

法曹養成を目的とした実践的な教育方法の導入とその適切な実施については、授業方法の改善という意味では、これまで、各科目担当者には、学生のアンケートに対する所見を書いてもらい、自助努力に任せてきたが、研究科としても、十分な教育方法が取り入れられるよう、改めて働きかけていくことにする。

少人数による授業の実施と法律基本科目の学生数の適切な設定については、これまで問題は生じていないが、授業科目については60名、演習科目については1クラス30名を超過する事態が生じた場合、当該科目について、新たに1クラスを編成することとしている。

学修成果に対する評価、単位認定および課程修了認定の基準および方法に基づく客観的かつ厳格な実施については、これまで、FD活動を通じ、成績評価の「厳正化」「厳格化」について、議論を交わしてきて、「厳正化」については、一定の成果を見せているが、「厳格化」という点では、なお、司法試験合格の水準を基準とすべきであるのか、それとも、法科大学院設置の理念を基準とすべきであるのか、などの点で議論が収束を見せていない。少なくとも、従来の成績評価よりも厳しくすべきことでは合意が得られているものの、なお、一定の基準を探究するべく、継続して審議中である。

再試験の基準および方法の明示、その認定の客観的かつ厳格な実施につき、再試験の受験資格の有無については、現在までのところ、担当教員の判断を研究科委員会で追認することとしているが、その判断については、全教員に一律のものとはなっていない。科目内容の特性、担当教員の教育方法ともかかわる事柄であり、判断基準を一元化することが可能なかどうかを、現在、教務担当委員が検討しており、2008年度中には研究科委員会において、決定する予定である。

進級制限措置の実施またはそれに代わる適切な措置につき、完成年度を迎えた今年度(2007年度)、進級制度を含めた、成績不良の学生への対応策を検討しているところである。現時点での方向性については、**カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と履修が系統的・段階的に行えるような適切な措置**で記述したとおりであり(15頁参照)、2008年度中には決定の予定である。

教育効果の測定についての仕組みの整備、その実施体制の構成等、およびその測定方法については、今後、新司法試験の合格者の進路を注視したうえで、本研究科が理念とする「地域密着型の法曹養成」が達成されたか否かについて判断することになる。その際の、測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等、実施体制の構成等については、具体的に、今後検討していく予定である。

FD体制の整備と実施、FD活動の有効な機能については、まず、FD委員の職務内容が、教務全般とも関連するため、2008年度からは、1名のFD委員が、教務委員と兼務することにした。次に、本研究科のFD活動が、非常勤講師に対しても十分に浸透するよう、FD委員により、FD活動の内容をまとめた文書を配布するなどして、対応することが考えられている。また、本学全体については、2007年度中には、FD活動全般を支援する全学的な取り組みをすべく、学内での議論のとりまとめを終え、具体的に2008年度から全学的な取り組みが開始される予定である。